



なければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 博物館の施設又は設備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ館長の承認を受けた場合を除く。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (4) 許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (5) 展示品の販売その他の営利行為を行わないこと。ただし、図録等の販売であらかじめ館長の承認を受けたものを除く。
- (6) 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
- (7) 許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
- (8) その他館長が指示した事項  
(企画展示室の使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、企画展示室の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 第11条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他館長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第14条 使用者は、企画展示室の使用を終了したときは、速やかに企画展示室を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用許可を取り消された場合においても、同様とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。